

# 一般社団法人 日本フォーミュラリ学会 賛助会員規約

2023年4月1日

日本フォーミュラリ学会 理事長

## 第1条（目的）

本規約は、定款第2章6条に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（資格）

賛助会員は、定款第2章6条定めた会員種別の通り本法人の主旨に賛同し、本法人を賛助するために入会した企業・団体とする。

## 第3条（議決権）

賛助会員は本法人の総会における議決権を持たないが、会議への出席は認めるものとする。その際は、出席の旨を事務局へ申し出ることとする。

## 第4条（入会）

本法人の賛助会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込を申請し本法人の理事長・副理事長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を事務局より通知する。また、賛助会員期間は1年単位とするが、年度途中にかかわらず年度ごとの区切りとする。（4月1日～3月31日）

## 第5条（入会金、会費及び納入）

- ・入会金 なし
- ・年会費 特別賛助会員 30万円 一般賛助会員 10万

会期途中の入会における会費については、別途定める【特別賛助会員 会期途中の入会に関して】を参照（※特別賛助会員のみ適用）

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、本法人の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、賛助会員向けサービスを開始する。また、賛助会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

また、賛助会員が企業の場合に限り企業合併や統合がされたとき、理事会にて承認を経て年会費を承継することができる。ただし、合併企業同士がそれぞれ賛助会員であっても会費の返金はしない事とする。

## 第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

#### 第7条（除名）

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。

- 1) 本法人定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

#### 第8条（守秘義務）

本法人は賛助会員の許可を得ずに、賛助会員情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は本法人の許可を得ずに、賛助会員として知り得た本法人の非公開情報等を賛助会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### 第9条（禁止事項）

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 企業情報や団体情報など本法人へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の賛助会員、正会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) 賛助会員として知り得た情報やその職務、地位を私的な利益の追求に利用する行為
- 5) その他、本法人理事会が不適切と判断する行為

#### 第10条（特典利用）

賛助会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本法人からのニュース、その他情報
- 2) 医薬品産業ビジョンフォーラムへの参加（※特別賛助会員のみ）
- 3) 本法人が主催学術総会等の特別価格での参加
- 4) 本法人の理念に沿って活動をする際は委員会への参加や「地域フォーミュラリ推進サポート会員」として、活動する事ができる。（※特別賛助会員に限る）

#### 第11条（その他）

本法人の責に帰さない活動において、賛助会員が他の賛助会員や正会員、第三者に対して損

害を与えた場合、本法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該賛助会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

(附則)

1) 本規約は令和5年4月1日から施行する。